



福島医発第691号(地)

平成25年6月4日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

鳥インフルエンザ(H7N9)を指定感染症として定める等の政令に伴う
学校保健安全法における取扱いについて

初夏の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記につきまして、海外における鳥インフルエンザ(H7N9)の発生の状況に鑑み、鳥インフルエンザ(H7N9)を指定感染症として定める等の政令(平成25年政令第129号)等が公布され、平成25年5月6日から施行されています。

これに伴い、今般、文部科学省より学校保健安全法施行規則第十八条第二項により、鳥インフルエンザ(H7N9)が学校において予防すべき感染症の第一種の感染症とみなされることとなる(出席停止の期間の基準は、「治癒するまで」となる)旨、日本医師会を通じて連絡がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員への周知についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 白石恒明
学校保健担当理事 松行眞門
会長 蒲池 壽

(地Ⅱ31)

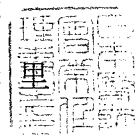
平成25年5月31日

都道府県医師会

学校保健担当理事 殿

日本医師会常任理事

道永麻

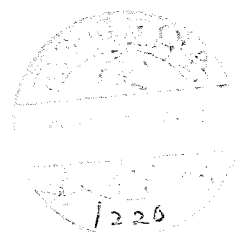


鳥インフルエンザ (H7N9) を指定感染症として定める等の政令に伴う
学校保健安全法における取扱いについて (周知依頼)

標記につきまして、海外における鳥インフルエンザ A (H7N9) の発生の状況に鑑み、
鳥インフルエンザ (H7N9) を指定感染症として定める等の政令 (平成 25 年政令第 129
号) 等が公布され、平成 25 年 5 月 6 日から施行されているところです。

これに伴い、文部科学省より、学校保健安全法施行規則第十八条第二項により、鳥
インフルエンザ (H7N9) が学校において予防すべき感染症の第一種の感染症とみなさ
れることとなる (出席停止の期間の基準は、「治癒するまで」となる) 旨、連絡及び
周知依頼がございましたのでご案内いたします。

つきましては、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会への周知につきまして、貴
職のご高配を賜りますよう宜しくお願いいたします。



各医師会通知

事 務 連 絡
平成 25 年 5 月 28 日

公益社団法人日本医師会 御中

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令に伴う
学校保健安全法における取扱いについて

海外における鳥インフルエンザ A（H7N9）の発生の状況に鑑み、別紙のとおり、鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令（平成 25 年政令第 129 号）等が公布され、平成 25 年 5 月 6 日から施行されております。

これに伴う学校保健安全法における取扱いは下記のとおりです。

貴会の会員各位におかれては、学校における適切な対応に御協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

学校保健安全法施行規則第十八条第二項により、鳥インフルエンザ（H7N9）が学校において予防すべき感染症の第一種の感染症とみなされることとなる（出席停止の期間の基準は、「治癒するまで」となる）。

（本件照会先）

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課保健指導係
TEL : 03-5253-4111(代) (内線 2918)

健発 0426 第 19 号

平成 25 年 4 月 26 日

都道府県知事
各 政令市市長 殿
特別区区長

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の施行等について

海外における鳥インフルエンザ A（H7N9）の発生の状況等に鑑み、鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令（平成25年政令第129号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第130号）、検疫法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第131号）、鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令（平成25年厚生労働省令第62号）及び検疫法施行規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第63号）が本日公布されたところであるが（別添 1 参照）、その改正の概要等は下記のとおりであるので、貴職におかれては、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第一 趣旨

鳥インフルエンザ A（H7N9）については、今年 3 月 31 日に中国政府が 3 名の感染者を公表して以降、多くの発症事例が報告されている。現時点では人から人への持続的な感染は確認されていないが、ウイルスが人への適応性を高めており、パンデミックを起こす可能性は否定できないとの報告がなされているところである。

こうした状況を踏まえ、国内で患者が発生した場合に備え、当該患者に対

症として鳥インフルエンザ（H7N9）を定めること。（第1条関係）
（2）鳥インフルエンザ（H7N9）の病原体の有無に関する検査の手数料を3,450円と定めること。（別表第2関係）

4 鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令（平成25年厚生労働省令第62号）の制定

1により、鳥インフルエンザ（H7N9）を感染症法第6条第8項の指定感染症に追加したことに伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）の規定についても準用するとともに所要の読替えをすることとすること。

5 検疫法施行規則（昭和26年厚生省令第53号）の一部改正

3により、鳥インフルエンザ（H7N9）が検疫感染症に追加されたことに伴い、検疫法施行規則（昭和26年厚生省令第53号）第6条第2項に定める仮検疫済証に付する期間について、鳥インフルエンザ（H7N9）を240時間とすること。（第6条関係）

第三 施行期日等

- 1 公布の日から起算して10日を経過した日（平成25年5月6日）から施行すること。ただし、第二の2の政令については、公布の日（平成25年4月26日）から施行すること。
- 2 第二の1の政令及び第二の4の省令については、施行の日から起算して1年を経過した日（平成26年5月6日）に、その効力を失うこと。

第四 感染症発生動向調査事業

感染症発生動向調査事業実施要綱（平成11年3月19日付け健医発第458号）について、別添2のとおり改めること。この実施要綱の改正は、平成25年5月6日から適用すること。